

町職員採用候補者試験のご案内 (大学卒程度・資格免許職)

令和7年4月1日採用町職員採用候補者試験の募集を開始しました。受験を希望される方は、期限内にお手続きください。

【受験資格】
日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方

【年齢資格】

① 大学卒程度
平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

② 資格免許職
平成2年4月2日以降に生まれた方で、資格を有する方または令和7年3月までに取得見込みの方
※ともに学歴は問いません。

【試験職種・採用予定人数】

| | | |
|---------|-------|------|
| ① 大学卒程度 | 一般行政職 | 2名程度 |
| | 建築職 | 1名程度 |
| | 土木職 | 1名程度 |
| ② 資格免許職 | 保健師 | 1名程度 |

【試験日時・場所】

① 第1次試験
7月14日(日) 午前9時受付開始
県立福島西高等学校

② 第2次試験
第1次試験合格者に通知します。

【試験内容】

① 第1次試験
教養・専門試験、各種検査

② 第2次試験
小論文、集団討論、面接

【申込締切】
6月14日(金) 同日必着

申込方法
申込方法や試験の詳細は、ホームページをご覧ください。
ホームページはコチラ▶ 

【申込み・問合せ】
総務課 総務係 電話 0241-62-6100
館岩総合支所 町民課 電話 0241-78-3320
伊南総合支所 町民課 電話 0241-76-7711
南郷総合支所 町民課 電話 0241-72-2111

地域活力創生事業補助金の申請を受け付けます

町では、安定した雇用を確保するため、町内事業者の生産力向上を目的とした設備投資を支援します。

【補助対象事業者】

次の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

① 町内で製造業、情報通信業・産業ドローンの研究開発用に提供される事業を営む中小規模企業または新規創業企業

② 町内に住所を有する法人または個人（操業場所が町内で、本社などが町外にある場合も含む）

③ 2人以上の雇用者（新規創業は3人以上）を有すること

④ 町商工会の会員であること

⑤ 町税を滞納していないこと

【補助対象経費】

① 生産力の増加が図られる機械装置の購入・据え付け・修繕に関する経費
② 生産力の増加を図ることを目的とした建物附属設備の導入・取り付け・修繕に関する経費

【補助内容】

対象経費の2分の1以内

【補助限度額】

① 中小規模企業 100万円
② 新規創業企業 300万円

過去に当該補助金を利用し、補助限度額に達している事業者についても、補助金の交付を受けた最終年度から5年度を経過した場合、1回限り100万円を上限として再度申請することができません。ただし、工場等の新設及び増設に併せて補助対象経費を要した場合は、5年度を経過せずとも再申請することができます。

【申請締切】

5月31日(金)

注意事項

① 申請内容を審査し、補助の可否を決定します。
② 令和6年度内に事業を完了する必要があります。

【申込み・問合せ】
商工観光課 商工振興係
電話 0241-62-6200

合同就職面接会・合同企業説明会を開催します

南会津には、風土をいかした地場産業や世界に通じる技術を有した企業が数多くあります。

下郷町との共同主催で、対面式による合同就職面接会・合同企業説明会を開催します。

企業の魅力や熱意を肌で感じられる良い機会ですので、ぜひご参加ください。



役場からのお知らせ

| 合同就職面接会 | | 合同企業説明会 | |
|---|--|--------------------------------|--|
| 開催日 | | | |
| 7月4日(木) | | | |
| 場所 | | | |
| 下郷町 下郷ふれあいセンター | | | |
| 時間 | | | |
| 受付：正午～ | | 受付：午後2時10分～ | |
| 面接会：午後0時30分～午後2時 | | 説明会：午後2時20分～午後3時30分 | |
| 対象者 | | | |
| 【一般求職者等】 | | 【高校生】 | |
| ① 一般求職者 | | 令和7年3月高等学校卒業予定者および保護者 | |
| ② U・Iターン希望者 | | ※1・2年生の参加も可能 | |
| ③ 学生 (大学・専修学校などの在學生、既卒者等) | | | |
| 申込方法 | | | |
| ① 申し込みは不要です。直接会場へお越しください。 | | ① 南会津高等学校の生徒は、学校を通してお申し込みください。 | |
| ② 面接を希望する方は、履歴書をご持参ください。 | | ② その他の高校生は、代表事務局へ電話でお申し込みください。 | |
| ③ 会社説明を聞くだけでも構いません。 | | ※申込締切 5月31日(金) | |
| その他 | | | |
| ① 参加企業の情報は、6月14日(金)に町のホームページでお知らせします。 | | | |
| ② 参加企業も併せて募集しています。参加申し込みを希望する場合は、代表事務局までお問い合わせください。 | | | |
| 申込み・問合せ | | | |
| 商工観光課 商工振興係(代表事務局) 電話 0241-62-6200 | | | |



「四季の彩」フォトコンテストに応募してみませんか？

町では毎年、フォトコンテストを開催しており、令和5年度には「グランプリ部門」「南会津の祭部門」「南会津の原風景部門」「満天の星空部門」に分けて作品を募集しました。応募総数は557点に上り、72の作品が表彰されました。令和6年度も「四季の彩」フォトコンテストを開催します。皆さんの応募をお待ちしております。

【募集期間】令和7年1月31日まで

【募集テーマ】南会津町に、ただいま。

【募集部門】グランプリ部門、満天の星空部門、インスタ部門

【申込方法】南会津町観光物産協会のホームページをご覧ください。お問い合わせ先で確認ください。



ホームページはコチラから

令和5年度「四季の彩」フォトコンテスト審査結果

Table with 2 columns: Award Category and Winner Name. Includes Grand Prix, Best of Show, and various department awards.

【問合せ】南会津町観光物産協会 電話 0241-62-3000



準グランプリ作品「前沢の夜」

きれいな写真がいっぱい届いたべえ〜



準グランプリ作品「未来への文化遺産」



グランプリ作品「青春舞台」



5月31日は世界禁煙デーです

毎年5月31日は、世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」であり、日本では5月31日から6月6日までを「禁煙週間」としています。喫煙は、がんをはじめ、脳卒中や虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患や結核、糖尿病、歯周病など、多くの病気と関係しており、予防できる最大の死亡原因であることがわかっています。

喫煙は喫煙者本人にとどまらず、周囲の人への健康影響も非常に大きいことから、健康増進法の改正(令和2年4月)により、たばこの煙と周囲への配慮は、マナーからルールへと変わっています。さらに本県では、令和3年4月1日に「ふくしま受動喫煙防止条例」を施行し、受動喫煙防止を推進しているところです。この機会に、自分の健康や大切な家族、たばこを吸わない方のため、禁煙について考えてみませんか。

【問合せ】南会津保健福祉事務所 総務企画課 電話 0241-63-0302



福島県ホームページ



令和6年度福島県立病院職員採用選考予備試験

福島県病院局では、次の内容で職員を募集します。

【採用予定日】令和7年4月1日

【試験職種・採用予定人数】

- 看護師：12名程度
診療放射線技師：2名程度
社会福祉士：1名程度

【受験資格】

昭和58年4月2日以降に生まれた者で、試験職種に関する免許(資格)を有する者または取得見込みの者

【その他】

試験の応募受付期間、試験日程や試験会場等の詳細につきましては、お問い合わせください。

また、合わせて「育休任期付職員(看護師等)」を募集しています。

【問合せ】福島県病院局 電話 024-521-7226

JICA 海外協力隊募集！「人生なんてきっかけひとつ」

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、開発途上で現地の人々と一緒に生活をしながら、互いに学びあい、人づくり国づくりに参加できるボランティアを募集中です。

【応募受付期間】5月17日(金)～7月1日(月)

【募集説明会】

日時 6月1日(土) 14時～16時
会場 郡山労働福祉会館 2F第3・4会議室

その他 参加費無料・予約不要

【問合せ】(公社)青年海外協力協会 JOCA 東北

【電話】0223-36-9851

JICA海外協力隊ウェブサイト



6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では人権擁護委員法の施行日である6月1日を入権擁護委員の日と定めています。

福島県人権擁護委員連合会および福島県方法務局においても、6月1日を中心に、県内各地で啓発活動と特設人権相談所を開設しています。

相談は無料で秘密は厳守で行います。開設場所や日程は、福島県方法務局のホームページで確認できます。

また、電話での相談も随時行っていますので、ご利用ください。

- みんなの人権110番 0570-003-110
子どもの人権110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810

福島県方法務局 ホームページ



総務省からのお知らせです

6月1日～10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心と安全の確保に使われています。

不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や人命の安全を脅かします。

電波の混信・妨害についての相談を受け付けています。

【問合せ】総務省 東北総合通信局 電話 022-221-0641



総務省ホームページ



デンパ君